

5. 原子力研究所人事に関する参考資料。

お号の事務局報に同封しました名大の「原子力研究所研究員推薦依頼について」の
アピールの参考資料を次に掲げます。

第20回 日本学術会議總會 報告 NO.18 10月13日
原子力問題委員会報告 (藤岡氏報告)

財団法人原子力研究所の設立について。

原子力研究所が財団法人として暫定的に出発点にして、この研究所が当初から次の
ような性格をもつことが望ましいと結論し、関係者を通じて原子力利用準備調査会総合
部会に反映させるよう努力することを決定した。(9月8日本委員会)

- (a) この研究所は、目的として原子炉を試験的に築造してゆくことを主眼とし、直接には関
係のない基礎研究を広汎にかかえこむことはさくべきものである。研究のあり方は、「工業
基礎研究」の立場を堅持し、目的意識を明確にすべきものである。
- (b) (特に重要) 研究所人事および研究方針は所員会議がこれを実質上決定すべきである。
最初の人事については、できるだけ広く学会の意見を徴し、その意向を尊重すべきである。
- (c) 研究所に研究上の諮問委員会を設け、既存の各種研究機関の知識・能力を利用
しうるようすゝと共に、またこの研究所の特殊の施設を広く利用させる道を開いておくべ
きである。

6. 原子力特別委員会委員候補者の推薦投票(項目1参照)について

- (イ) 投票方法 5名連記、別紙投票用紙使用
- (ロ) 投票締切日 1月20日(当日消印も有効)
- (ハ) 同封の有権者名簿に投票済の認印をおし、事務局にお送り下さい。

原子力研究所研究員推薦依頼

について皆様へ訴える

十二月二十八日、石川一郎氏より名古屋大学総長あてに、原子力研究所研究員候補を本年中に推薦してほしいとの依頼がありました。

これにつき名古屋大学理学部素粒子論研究室において討論の結果、これは、先の学術会議での申し合せに反するものであるから総長はこのような推薦依頼には応ずべきでないとの結論に達しました。

因みに、この申し合せは、原子力研究所の同一の人事については学会に諮問がなされるべきであるとする内容のものであります。

貴大学におかれましても、この学術会議の申し合せの趣旨を御尊重下さるようお願いいたします。

一九五五年十二月二十八日

名古屋大学理学部素粒子論研究室